

## 令和4年度定期監査結果報告書

### 1 監査の基準

喜多方市監査基準に準拠

### 2 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

### 3 監査の対象

#### (1) 対象施設等

保健福祉部	第一こども園、第二こども園、第三こども園、第四こども園、中央児童館
産業部	コミュニティーセンター岩月交遊館、林業総合センター遊樹館、都市農山村交流センター、公有林
教育部	第一小学校、第二小学校、松山小学校、上三宮小学校、第三小学校、関柴小学校、熊倉小学校、豊川小学校、慶徳小学校、第一中学校、第二中学校、第三中学校、松山公民館、上三宮公民館、岩月公民館、関柴公民館、熊倉公民館、豊川公民館、慶徳公民館、喜多方学校給食共同調理場
財産区	岩月財産区、慶徳財産区

#### (2) 対象範囲

令和3年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)における執行業務。  
ただし、郵券の経理については、監査当日までとする。

### 4 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める財務事務監査の着眼点に基づき監査を行った。

### 5 監査の主な実施内容

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、各施設等の所管事項における事務事業の執行状況について抽出し、必要に応じて関係職員の説明を求め、提出資料及び関係帳簿類により実施した。

また、財産区の財産状況及び公有林の状況については、抽出し現地を確認した。

### 6 監査の実施場所及び日程

実施場所 監査委員事務局執務室外

日 程 令和4年4月11日から令和4年5月24日まで

### 7 監査の結果

各施設等の財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認められたが、次に記述する事項については改善されるよう要望する。

## 8 指導・検討事項等

### (1) 郵便切手等の管理について

郵便切手等の購入については、残高を確認のうえ年度内に必要な分を購入されたい。

### (2) 備品管理について

備品については、寄附による備品も含め物品台帳に載っていないもの、標識が貼っていないもの及び現物と台帳の照合が実施されていないものが見受けられた。

備品管理は、財務規則に基づき適正に実施されたい。